

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2016-221355(P2016-221355A)

【公開日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2016-188080(P2016-188080)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立により遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの判定を行う判定手段と、
 画像表示手段を含む所定の演出手段に前記判定手段の判定結果に応じた演出を行わせる
 演出制御手段と、を備えた遊技機であって、

前記演出制御手段は、所定のキャラクタを前記画像表示手段に登場させて所定のストーリー演出を行わせるとともに、前記ストーリー演出において前記キャラクタが発するセリフを文字画像として前記画像表示手段に表示させることを可能にし、前記文字画像を第1表示態様で表示させるとときと、前記文字画像を前記第1表示態様よりも前記特別遊技の実行の期待度が高いことを示唆する第2表示態様で表示させるとときと、があり、

前記文字画像を前記第1表示態様にて表示開始させた後に前記第2表示態様に変更して表示させるときがあり、

前記ストーリー演出において、第1場面演出から前記特別遊技の実行の期待度が相対的に高いことを示唆する第2場面演出又は前記特別遊技の実行の期待度が相対的に低いことを示唆する第3場面演出に進展させることが可能であり、

前記第1場面演出にて前記文字画像を前記第2表示態様にて表示させていた場合において前記第3場面演出に進展されるとき、前記第3場面演出にて前記文字画像を前記第1表示態様に変更して表示させる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記キャラクタは複数のキャラクタを含み、

前記演出制御手段は、セリフを発するキャラクタが代わるときを境に、前記文字画像を前記第1表示態様から前記第2表示態様に変更して表示させることが可能である

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明に係る遊技機は、始動条件の成立により遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの判定を行う判定手段と、画像表示手段を含む所定の演出手段に前記判定手段の判定結果に応じた演出を行わせる演出制御手段と、を備えた遊技機であって、前記演出制御手段は、所定のキャラクタを前記画像表示手段に登場させて所定のストーリー演出を行わせるとともに、前記ストーリー演出において前記キャラクタが発するセリフを文字画像として前記画像表示手段に表示させることを可能にし、前記文字画像を第1表示態様で表示させるとときと、前記文字画像を前記第1表示態様よりも前記特別遊技の実行の期待度が高いことを示唆する第2表示態様で表示させるとときと、があり、前記文字画像を前記第1表示態様にて表示開始させた後に前記第2表示態様に変更して表示させるときがあり、前記ストーリー演出において、第1場面演出から前記特別遊技の実行の期待度が相対的に高いことを示唆する第2場面演出又は前記特別遊技の実行の期待度が相対的に低いことを示唆する第3場面演出に進展させることができあり、前記第1場面演出にて前記文字画像を前記第2表示態様にて表示させていた場合において前記第3場面演出に進展されるとき、前記第3場面演出にて前記文字画像を前記第1表示態様に変更して表示させることを特徴とする。